

三重県 DX 推進基盤 共通仕様書

令和 4 年 7 月

目次

1. 背景と目的	1
1-1. 背景	1
1-2. 目的	1
1-3. 本仕様書の位置付け	1
2. 現状と課題	2
2-1. 現状	2
2-1-1. 現行環境の概略図	2
2-1-2. 関連する現行システム等	3
2-2. 課題	5
課題 1 庁内システムの利便性の向上	5
課題 2 庁内全体のデジタル化の遅れ	5
課題 3 拍車がかかるシステム・データのサイロ化	5
3. DX 推進基盤の基本事項	6
3-1. DX 推進基盤	6
3-1-1. 基本的な考え方	6
3-1-2. 概略図（イメージ）	6
3-1-3. 3つのサブ基盤について	6
3-2. コミュニケーション基盤の整備	7
3-2-1. クラウドシフトによるコミュニケーションの活性化	7
3-2-2. 整備の概要	7
3-3. データ活用基盤の整備	8
3-3-1. データドリブンを実現するデータ活用基盤の整備・運用	8
3-3-2. 整備の概要	8
3-4. 情報セキュリティ基盤の整備	9
3-4-1. テレワーク環境及びセキュリティ対策の強化	9
3-4-2. 整備の概要	9
3-5. DX 推進の3つのステップ	9
4. DX 推進基盤整備に向けた調達の概要	11
4-1. 調達概要	11
4-1-1. 調達区分	11
4-1-2. 調達範囲	11
4-1-3. 移行対象システム	12
4-2. 各調達の概要	12

4-2-1. 三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務	12
4-2-2. 三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務（庁内ネットワーク環境の構成変更） ..	13
5. 注意事項ほか	14
5-1. 注意事項	14
5-2. 機密保持	14

1. 背景と目的

1-1. 背景

令和 2 年 1 月に感染拡大が始まった新型コロナウイルスへの対応では、オンライン環境の不備による給付金等の申請手続や感染者の把握・集計の遅れ、押印・対面規制またはシステム環境の不備によるテレワーク促進の阻害など、国や自治体だけでなく、社会全体のデジタル化への遅れが明らかになった。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 9 月、デジタル社会の形成による日本経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とするデジタル社会形成基本法が施行され、基本理念や施策策定の基本方針、国・自治体・事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画の作成等が定められた。

これを受けて、今後、民間や行政においては、ビジネス環境等の劇的な変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルだけでなく、業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革する DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進していくことが重要なテーマとなっている。

そこで、本県では、人口減少・少子高齢化に伴い、行政ニーズの多様化や課題の複雑化が進む一方、自治体における経営資源が大きく制約を受けることも長期的には想定される中、デジタル技術を活用して課題等を解決し、持続的な行政運営を実現する「行政 DX」の推進に着手しており、職員の意識改革やデジタルスキル向上などの「人材育成」と、デジタル技術の利活用を支える「基盤整備」を推進の両輪と捉え、積極的に取り組むこととしている。

1-2. 目的

本県では、行政 DX の推進に向けた「基盤整備」として、業務効率と生産性の向上、県民目線の行政サービスの継続的な提供を実現していくことを目的に、職員の柔軟で多様な働き方や、迅速な情報共有・意思決定、さらには、データ利活用を前提とした政策立案や行政サービス提供を可能にする「三重県 DX 推進基盤」（以下、「DX 推進基盤」という。）を整備する。

1-3. 本仕様書の位置付け

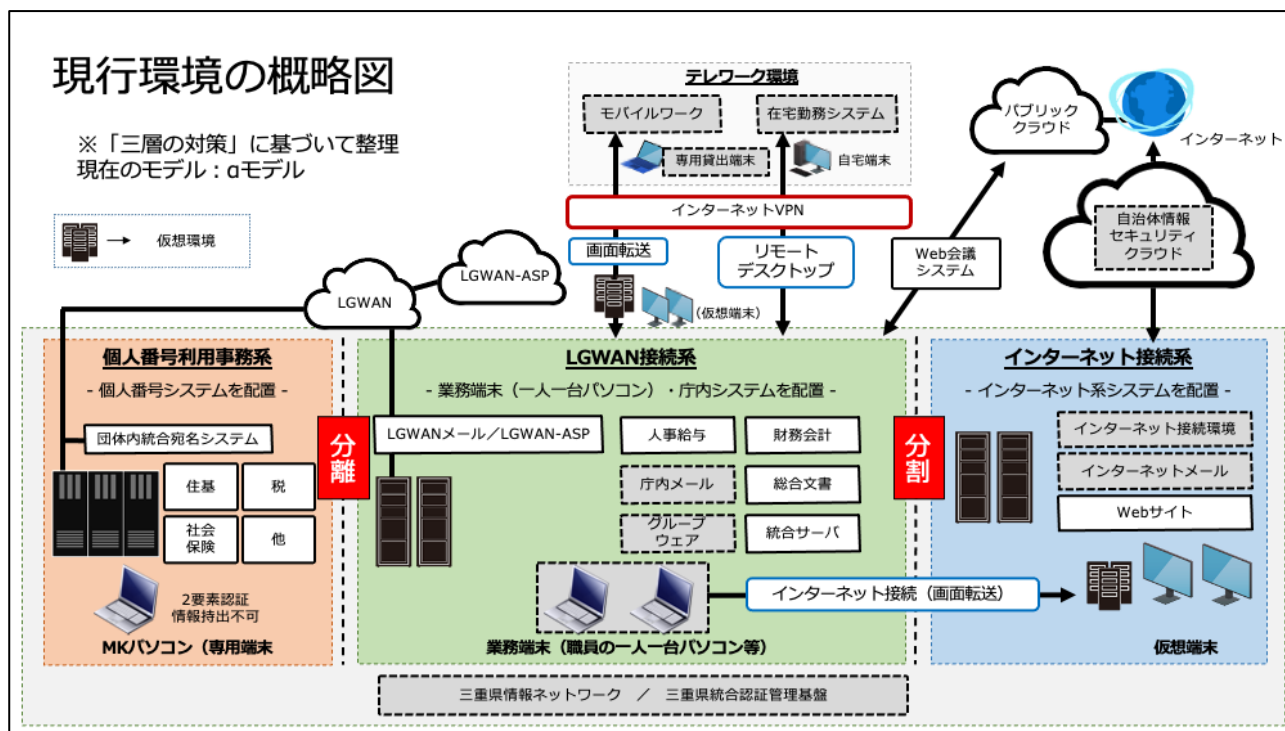
本仕様書は、DX 推進基盤の整備にあたっての基本事項や調達概要を記述したものである。
なお、調達の詳細については調達区分単位の仕様書を参照すること。

2. 現状と課題

2-1. 現状

2-1-1. 現行環境の概略図

庁内システムや業務端末の配置、インターネット接続等にかかる現行の環境については、以下概略図のとおり（全体構成については「三層の対策」^{（※1）}に基づいて整理）。



（※1）「三層の対策」

自治体ネットワークを「個人番号利用事務系」「LGWAN 接続系」「インターネット接続系」の3層に分離・分割するセキュリティモデルで、総務省の要請を受けて、県は平成28年度から平成29年度にかけて対策を実施した。

現在、大部分の自治体と同様、「LGWAN 接続系」に庁内システムや業務端末（一人一台パソコン）を配置し、インターネットに直接接続できない環境（αモデル）として運用している。

なお、総務省からは、令和2年に、αモデルのほか、「LGWAN 接続系」の業務端末を「インターネット接続系」に配置転換したβモデルと、βモデルに加えて、システムの全体または一部を「インターネット接続系」に配置転換したβ'モデルの3つのモデルが示されており、DX推進基盤ではβ'モデルに移行する想定である。

2-1-2. 関連する現行システム等

DX 推進基盤の整備と関連する現行システム等は下表のとおりである。

関連する現行システム等

システム名	概要	使用者
三重県情報ネットワーク	庁舎や単独地域機関、市町、データセンターの各拠点を結ぶ基幹ネットワークであり、庁内ネットワーク（行政 WAN）や、国・全国自治体を結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）、三重県自治体情報セキュリティクラウドの基盤である。 令和 2 年度に再構築を行い、令和 3 年 1 月から新ネットワークを運用している。	県職員 市町職員等
三重県統合認証管理基盤	オンプレミス・クラウドサービスを使用する際のユーザ認証及びアクセス認証、業務端末の運用管理（資産管理・セキュリティパッチ配付）等を行う基盤システムである。 令和 3 年度から令和 4 年度にかけて再構築・移行を行い、令和 4 年 7 月から順次運用を開始する。	県職員
三重県自治体情報セキュリティクラウド	「三層の対策」の一環として、本県及び県内市町等のインターネット接続を集約し、高度なセキュリティ監視を行うシステムである。 令和 3 年度に再構築を行い、令和 4 年度から新システムを運用している。	県職員 市町職員
共通機能基盤	各情報システムが、機能の一部を共通で利用できるようにした基本的な仕組みである。 統合サーバ・リモート保守環境・職員アカウント集中管理システムの 3 つの基盤で構成され、いずれもオンプレミスで運用している。 統合サーバ・リモート保守環境については平成 30 年度から令和元年度にかけて再構築を行い、令和 7 年度までの保守期限となっている。	県職員
インターネット接続環境	「三層の対策」の一環として、業務端末からのインターネット接続を画面転送方式（仮想化）による間接的な接続とするシステムである。 平成 29 年度に構築し、令和 4 年度までの保守期限となっている。	県職員

システム名	概要	使用者
グループウェアシステム	電子職員録やスケジュール管理、施設予約、文書共有等の機能を中心に全職員が活用するシステムである。 平成 29 年度に構築し、令和 4 年度までの保守期限となっている。 【現在のツール（サービス）】 CESS グループウェア（株式会社石川コンピュータ・センター）	県職員
庁内メールシステム	庁内ネットワーク（行政 WAN）内での職員間メールに特化したシステムである。 平成 26 年度に再構築を行い、保守期限を延長しながら現行システムの運用を継続している。 【現在のツール（サービス）】 Active! Mail（株式会社クオリティア）	県職員
インターネットメールシステム	外部関係者とのインターネットメールの送受信を行うためのシステム。ウイルスチェックによる添付ファイルの分離機能及び原本保管機能のほか、誤送信対策の機能を有する。 平成 31 年度に再構築を行い、令和 5 年度までの保守期限となっている。	県職員
在宅勤務システム	自宅（私有）端末から庁内ネットワーク上の業務端末にリモートデスクトップ接続を行うシステムである（同時接続数 1,300 台）。 コロナ禍での在宅勤務を推進するため、令和 2 年 6 月から運用を継続している。 【ツール（サービス）】 Soliton Secure Desktop（株式会社ソリトンシステムズ）	県職員
モバイルワークシステム	専用端末（貸出端末）を活用したモバイルワークシステムを三重県情報ネットワーク整備（令和 3 年 1 月運用）の中で構築・運用している（同時接続数 500 台）。	県職員
業務端末（一人一台パソコン）	庁内ネットワーク（行政 WAN）で使用する正規職員用の業務端末（ノートパソコン）である。 業務端末約 5,700 台と、各所属で調達する非正規職員用端末をあわせた約 8,000 台が庁内ネットワーク（行政 WAN）に接続している。	県職員

システム名	概要	使用者
	※本業務におけるライセンス調達の対象者数は約 7,500 とする。	
モバイル端末	モバイルワークシステムを使用するための専用端末（ノートパソコン）である。 大部分の端末には SIM カードを挿入しており、現在、全所属への配付台数を含め、430 台の端末を運用している。	県職員

2-2. 課題

課題 1 庁内システムの利便性の向上

- ・ メール（特に庁内メール）やグループウェア、インターネット接続環境の全職員が使用する庁内システムについては、利便性向上に対する職員の改善要望が多く、早急な見直しが必要である。
- ・ 国の要請（三層の対策）に基づき整備したインターネット接続環境については、画面転送方式等により、利便性や業務効率の著しい低下を招いている状況であり、上記システムと同様に早急な見直しが必要である。

課題 2 庁内全体のデジタル化の遅れ

- ・ コロナ禍を契機として、応急的に開始したテレワークは庁内でも定着しつつある一方で、紙資料等アナログデータの存在がテレワークを阻害する要因の一つになっており、これらデータの早急なデジタル化が必要である。
- ・ コロナ禍での給付金等の申請が紙ベースであり、給付手続が全体的に遅延したことから、これら手続等をオンライン上で容易に行える環境整備が必要である。

課題 3 拍車がかかるシステム・データのサイロ化

- ・ 現状、本県の事業（業務）または各種システムごとにデータは分散管理されており、いわゆるサイロ化状態であることから、組織横断的にこれらデータを容易に連携させ活用できる環境が必要である。
- ・ データのデジタル化を進める一方で、課題解決に向けて必要であれば、本県の保有データのみならず、市町等関係者の保有データとも連携し、庁内または対外的な関係者がこれらデータを活用できる環境が必要である。

3. DX 推進基盤の基本事項

3-1. DX 推進基盤

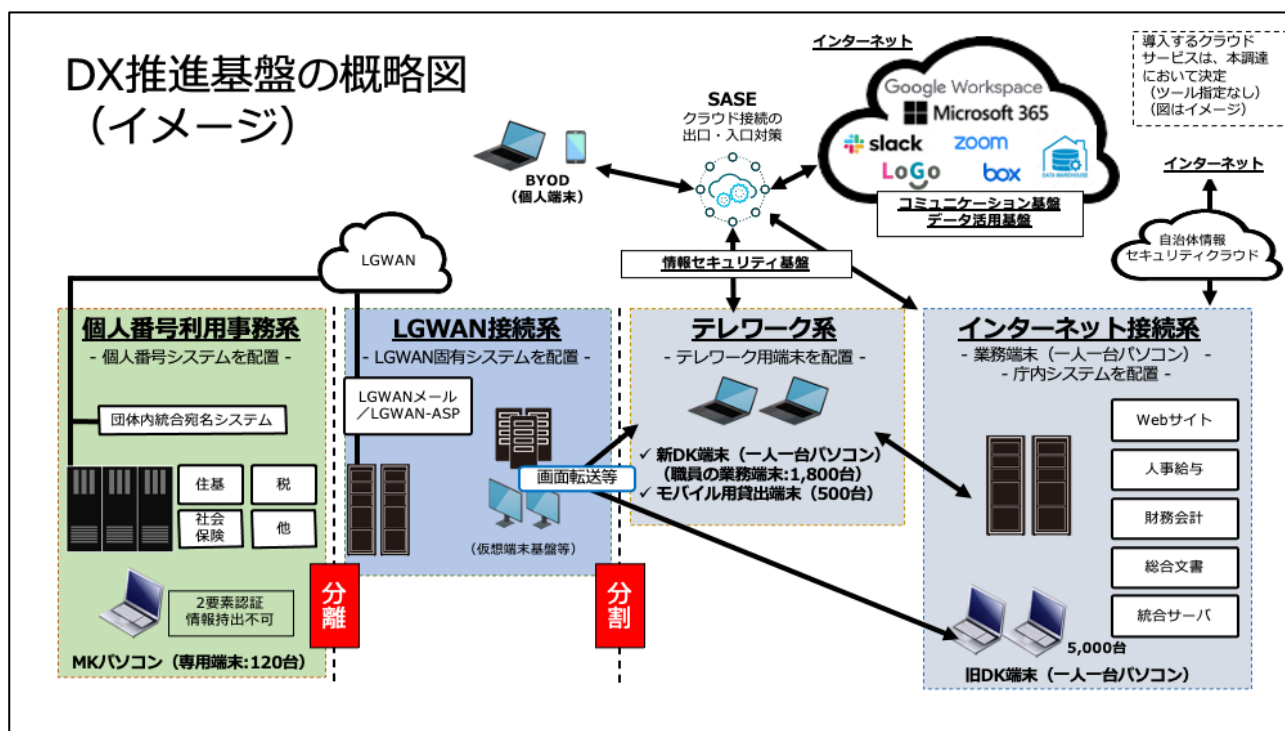
3-1-1. 基本的な考え方

本県では、“デジタル技術とデータを活用した県民目線の行政サービスを創出するとともに、業務プロセス、組織文化・風土を変革する行政 DX”を推進するため、以下の3つの情報基盤で構成される DX 推進基盤を整備する。

具体的には、①クラウドサービスの利用を前提とした、メール・グループウェア等現行システムの移行・刷新、チャット等新たなツールの導入を推進するコミュニケーション基盤、②デジタルデータによる政策立案等を推進するデータ活用基盤、③情報セキュリティ対策の強化、テレワーク環境の充実を図る情報セキュリティ基盤の「3つのサブ基盤」の整備に取り組む。

■整備・運用期間：整備（令和4年度）、運用（令和5年度～令和9年度）

3-1-2. 概略図（イメージ）



3-1-3. 3つのサブ基盤について

3つのサブ基盤（コミュニケーション基盤・データ活用基盤・情報セキュリティ基盤）のうち、コミュニケーション基盤と情報セキュリティ基盤については、令和3年3月に本県が策定した、別紙「新たなコミュニケーション基盤の整備にかかる基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）に基づき、基本的な考え方を整理している。

特に、情報セキュリティ基盤については、コロナ禍を契機とした、Web 会議システムに代表されるクラウドサービスの爆発的な利用の増加や、場所や時間、さらには端末の制約を受けずに業務を行うことが可能となるテレワークの定着化に向けて、現行の「三層の対策」を含むセ

セキュリティ環境の抜本的な見直しに取り組む（詳細は以下、または調達仕様書を参照）。

さらに、政府においてデータに関する各種戦略が定められるとともに、ベース・レジストリの整備に向けた検討が進められている中、本県においても、データを活用した合理的な判断と政策立案等を推進する仕組みを整備することが極めて重要であることから、必要となるデータの収集・分析・可視化等を可能とするデータ活用基盤の整備に取り組む。

3-2. コミュニケーション基盤の整備

3-2-1. クラウドシフトによるコミュニケーションの活性化

- ・ 行政 DX の推進に向けて、コロナ禍を契機として運用を開始したテレワークの一層の定着化を図るほか、職員が場所や時間、端末の制約を受けずに円滑なコミュニケーションを可能にする環境を提供することが、フレキシブルで多様な働き方の実現に不可欠となる。
- ・ 県では、こうした円滑なコミュニケーション環境の実現に向けた研究・検討を行うため、クラウドサービスのビジネスチャット(Slack・LoGo チャット)やファイルストレージ(Box)を試行的に導入し、その結果、これらツールを活用することによる効果が非常に大きいことが実証できている。
- ・ また、現在の庁内メールやインターネットメール、グループウェアの、いわゆるコミュニケーション系システムはオンプレミス方式であり、課題に記載したとおり、職員からの改善要望も多く、いずれも令和4年度または令和5年度中に保守期限を迎えることから、今回の DX 推進基盤の整備にあわせて抜本的な見直しを行う。
- ・ 見直しに際しては、上記の実証結果もふまえ、クラウドサービスへの移行・刷新を前提とし、加えてチャットやファイル共有等のツールを導入することで、統合的なコミュニケーション基盤として、業務効率化と生産性のさらなる向上につながる環境が最適化できると考えている。
- ・ 今回のコミュニケーション基盤の整備・運用を経て、今後職員は、業務効率化と生産性向上により捻出できた時間を、県民に寄り添う良質なサービスを創出するための企画立案・実施に充てることが可能となり、DX による組織改革の進展が期待できる。

3-2-2. 整備の概要

- ・ 庁内メールやインターネットメール、グループウェアの各システムについては、オンプレミス方式からクラウドサービスへ移行・刷新する。
- ・ 場所や時間、端末等の制約を受けない業務環境の実現に向けて、新たにチャットやファイル共有等のコミュニケーションツールの充実を図る。
- ・ 各種業務のニーズや課題に対して、業務の内容を理解している職員が、自ら課題解決のためのアプリケーション等を容易に内製し、展開することができる業務効率化ツール（ノーコード／ローコード）を導入する。
- ・ 整備等の詳細については区分単位の調達仕様書を参照すること。

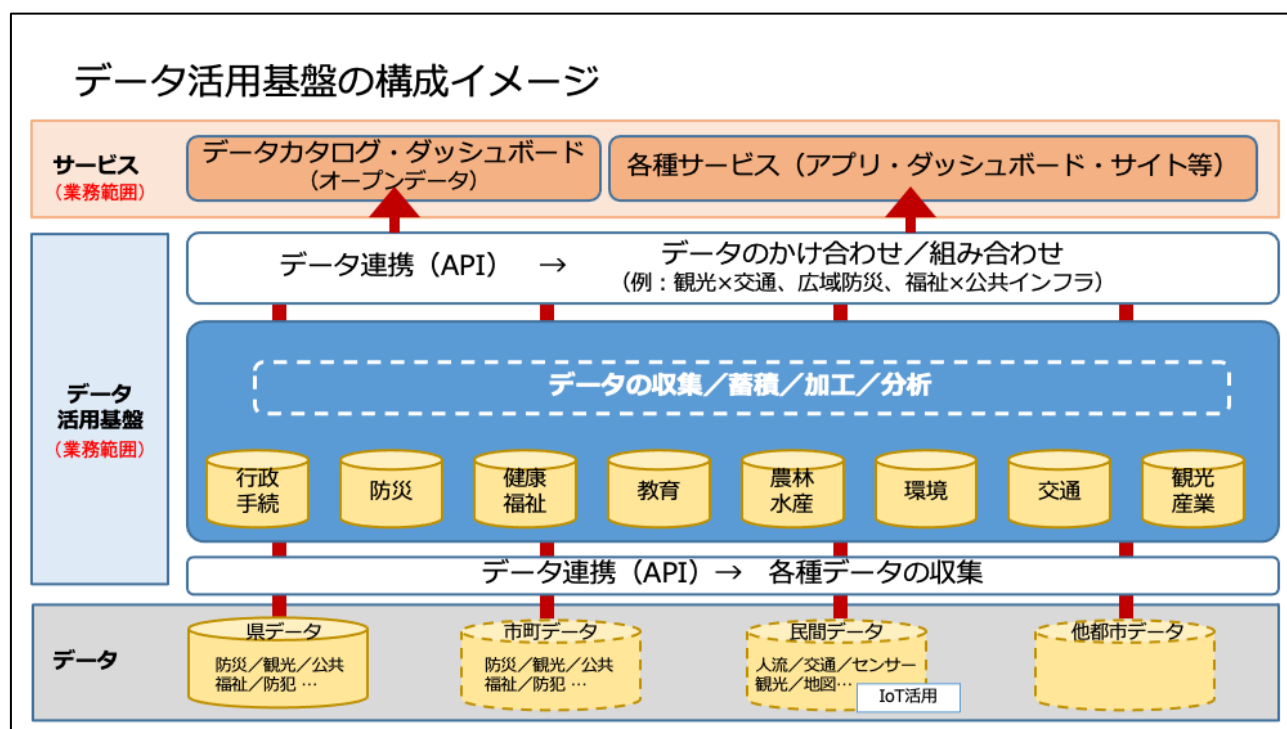
3-3. データ活用基盤の整備

3-3-1. データドリブンを実現するデータ活用基盤の整備・運用

- ・ 産業界でデジタルデータの活用を競争力の源泉とする動きが活性化する中、行政 DX の推進においてもデータ活用が鍵となることに異論の余地はなく、今後、紙媒体等のアナログデータのデジタル化を進めるとともに、デジタルデータ活用を可能にするシステム環境が不可欠である。
- ・ DX 推進基盤では、データドリブン（データの収集・分析を前提とした経営判断）な組織の実現に向けて、データ活用基盤を整備し、内外のデータ（県保有データと外部からの取得データ）の収集・分析等、データ活用に基づく政策立案や意思決定、新たな行政サービスの提供につなげていく。

3-3-2. 整備の概要

- ・ データドリブンな組織の実現に向けて、庁内で保有するデータを把握するための調査を行うとともに、課題テーマの設定及びその解決に必要なデータの範囲や収集・分析方法等を明確にするデータ活用方針を策定する。
- ・ データの収集・蓄積・加工・分析や、ダッシュボード・データカタログ等の技術を通じた可視化が可能となるデータ活用基盤の整備に取り組む（イメージは以下のとおり）。
- ・ データ活用の取組の定着化を図っていくため、一定期間（令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間）を実証期間とし、課題テーマにおける様々なレベルでのデータ活用の試行を行う。
- ・ 整備の詳細については区分単位の調達仕様書を参照すること。



3-4. 情報セキュリティ基盤の整備

3-4-1. テレワーク環境及びセキュリティ対策の強化

- ・ DX 推進基盤では、クラウドサービスを活用した統合的なコミュニケーション基盤を整備し、業務効率化とさらなる生産性向上を図ることとしている。
- ・ 加えて、これまで実施していなかった、業務端末（一人一台パソコン）の外部持ち出しを可能とし、コミュニケーション基盤の効果的な活用とともに、場所や時間、端末等の制約を受けない、フレキシブルで多様な働き方の実現に取り組む。
- ・ こうしたクラウドサービスの利用及びテレワーク環境の実現に向けては、基本計画書に記載のとおり、現在のデータセンターを中心とした境界内（行政 WAN）は安全とする考え方（境界型防御）から、端末単体が信用できない前提として、暗号化や情報資産保護等のセキュリティ対策を徹底する「ゼロトラストセキュリティ」へ転換させていく必要がある。

3-4-2. 整備の概要

- ・ インターネットアクセスによるコミュニケーションを前提とした業務環境の整備に向けて、庁内ネットワークにおける「三層の対策」の見直し（ α モデルから β' モデルへの変更）を行う。
- ・ クラウドサービスの活用やテレワークの強化を見据え、従来型の「境界型防御」から「ゼロトラストセキュリティ」への転換を行う。
- ・ 基本計画書では、「ゼロトラストセキュリティ」の実現に必要なソリューションとして SASE（Security Access Service Edge）導入の必要性を掲げている。
- ・ なお、計画書策定時は、多くのベンダが SASE の開発過程であったことから、従来の VPN や仮想化技術を組み合わせながら、ゼロトラストセキュリティの概念を適用すべき部分から段階的に取り入れる想定としていたが、本調達において、情報セキュリティ対策のあり方を具現化するために SASE を中心技術として取り入れるべきと考えている。
- ・ 今回のセキュリティ対策については、端末及び通信経路の暗号化や、インターネットへの安全な接続環境の確保、通信監視による脅威の検出と緊急対応が可能な環境を確保するための方策を実施する。
- ・ 整備の詳細については区分単位の調達仕様書を参照すること。

3-5. DX 推進の 3 つのステップ

（Step 1：デジタイゼーション）

- ・ ビジネスチャットなどのクラウドサービスによるコミュニケーションツールの導入、データ資源のデジタル化により、職員の業務効率と生産性の向上を図る。
- ・ 企業における顧客満足度の向上には社員のエクスペリエンス（職場で得られる経験価値）の向上が不可欠であるように、職員の DX マインドの醸成など「意識改革」を進める。

（Step 2：デジタルライゼーション）

- ・ 職員の業務効率化とデジタル活用への意識改革が進み、制度・業務の見直しや、ユーザ

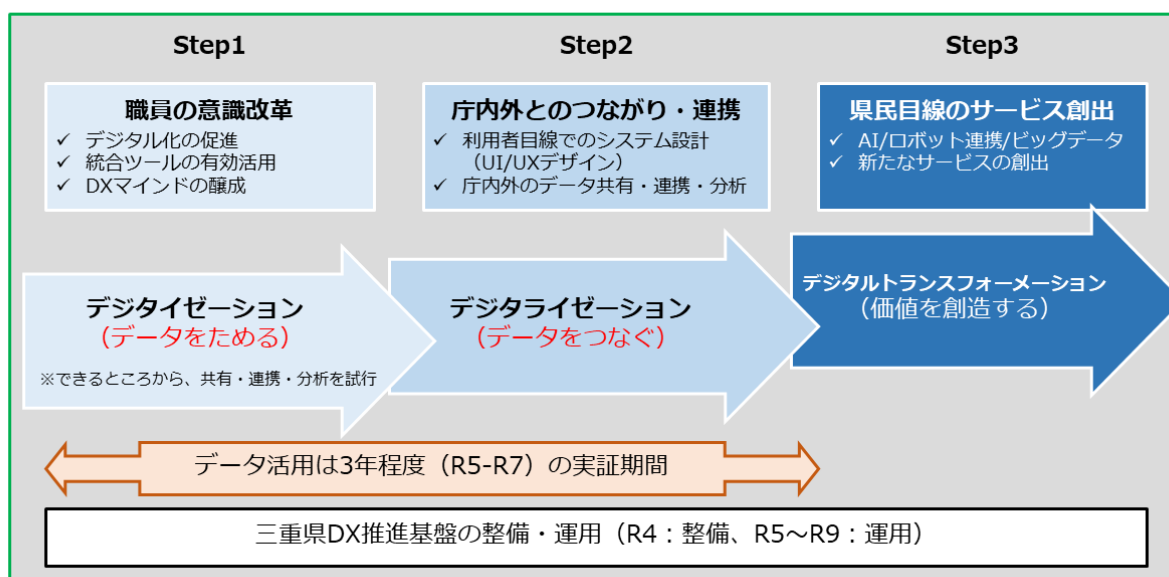
視点でのシステム設計（UI／UX デザイン）など、さらなる業務効率や利便性向上、県民目線の行政サービスの提供に向けた政策立案（EBPM）と実装を進める。

- ・ 庁内だけでなく、市町や企業（県民）とのデータ資源の蓄積・共有・連携を進める。

（Step 3：デジタルトランスフォーメーション）

- ・ AI やロボット連携、ビッグデータを活用し、これまでになかった新たなサービスを県民視点から設計・創出し、手早く、簡単に提供することを可能にする。

DX推進の3つのステップ



なお、データ活用については、データ活用基盤の整備後ただちに本格運用することは困難であるため、当面3年程度（令和5年度～令和7年度）の実証期間を設ける予定。

ただし、実証期間中であっても、効果が十分に検証できたものについては、順次本格運用を展開していく。

4. DX 推進基盤整備に向けた調達の概要

4-1. 調達概要

DX 推進基盤の整備にあたっては、下表の調達区分を設定する。

各区分の受託事業者は、必要に応じて協力・連携して対応を行うこと。

なお、各区分における責任分界点については区分単位の調達仕様書に記述するが、仕様書に記載のない、または不明な点がある場合は、応札時に十分確認すること。

また、契約後に不明な点が明らかになった場合等は、本県が指定する責任分界点により、各契約の受託事業者に対応を求めることとなるため注意すること。

4-1-1. 調達区分

No	区分	概要
1	三重県 DX 推進基盤 整備及び運用保守業務	(コミュニケーション基盤) メール・グループウェア等現行システムをクラウドサービスに移行するとともに、チャット等の新たなコミュニケーション機能を提供する。 (データ活用基盤) オープンデータの充実のほか、市町・企業等関係者の保有データとの連携を前提としたデータ利活用が可能となる、クラウドサービスのデータ活用基盤を整備する。 (情報セキュリティ基盤) クラウドサービスの活用やテレワークの推進を見据え、従来型の「境界防御」から「ゼロトラストセキュリティ」への転換をめざす。
2	三重県 DX 推進基盤 整備及び運用保守業務 (庁内ネットワーク環境の 構成変更)	インターネットの利用増を前提とした「三層の対策」の見直し (α モデルから β' モデルへの変更) を行う。

4-1-2. 調達範囲

調達区分の範囲は、各区分の調達仕様書を参照すること。

4-1-3. 移行対象システム

DX 推進基盤の整備に伴い、移行の対象となる現行システムは下表のとおり。

移行等対象システム	移行先等
インターネット接続環境	「三層の対策」の見直しによりβ'モデルに移行するため廃止する。
グループウェアシステム	本業務で整備するクラウドサービスに移行する。
庁内メールシステム	本業務で整備するクラウドサービスに移行する
インターネットメールシステム	本業務で整備するクラウドサービスに移行する。
モバイルワークシステム	本業務で整備するテレワーク環境に移行する。

4-2. 各調達の概要

DX 推進基盤の整備にかかる調達の概要については、以下のとおり。

なお、本仕様書と調達区分ごとの個別仕様書を合わせたものが仕様書となる。

4-2-1. 三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務

項目	概要説明
調達範囲	以下の環境整備及び運用保守を行う（詳細は個別の調達仕様書を参照）。 （１）コミュニケーション基盤 ・ 現行環境（庁内メール・インターネットメール・グループウェア）の代替となるサービスをクラウドサービスとして提供する。 ・ Web 会議、ビジネスチャット、ファイルストレージ等が含まれており個人所有端末（スマートフォン、タブレット含む）からも、コミュニケーション基盤のサービスに限り使用可能とする。 （２）データ活用基盤 ・ 行政や民間の保有データの集積・共有・活用を可能とするデータ活用基盤を整備する。 ・ 提供形態は、クラウドサービス等の利用を前提とし柔軟なりソース拡張を可能とする構成とする。 ・ 実証を行うテーマを定め、データ連携や分析、API 開発等を行うとともに、データの可視化を行う。 ・ 県・市町の担当者にデータ活用基盤の各機能に関する説明、操作に関する講習等を行い、職員のデータ利活用を支援する。

	(3) 情報セキュリティ基盤 - クラウドサービスの活用やテレワークの推進を見据え、従来型の「境界防御」から「ゼロトラストセキュリティ」への転換をめざす。 - ゼロトラストセキュリティを前提とした業務端末のセキュリティ対策を講じる。
調達期間	令和 4 年 7 月～令和 4 年 9 月（予定） 設計・構築：～令和 5 年 3 月 運用：令和 5 年 4 月～（移行時期については基盤ごとに対応）
契約期間	令和 4 年 8 月以降～令和 10 年 3 月（予定）
切替期間	令和 5 年 4 月以降を想定
備考	情報セキュリティ基盤の切替スケジュールは、「三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務（庁内ネットワーク環境の構成変更）」が終了する令和 5 年 1 月以降となる。

4-2-2. 三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務（庁内ネットワーク環境の構成変更）

項目	概要説明
調達範囲	以下の環境整備及び運用保守を行う（詳細は個別の調達仕様書を参照）。 - 現行の「三層の対策」を見直す。 - 業務端末や庁内の大部分のシステムを、現在の LGWAN 接続系からインターネット接続系に配置転換し、クラウドの利用等、インターネット接続の利用増を見据えた県情報ネットワークの機器の増強・構成変更等を行う。
調達期間	未定
契約期間	令和 4 年 9 月～令和 10 年 3 月（予定）
切替期間	令和 4 年 12 月から令和 5 年 1 月を想定
備考	本業務における構成変更後に、「三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務」の情報セキュリティ基盤の切替を行う。

5. 注意事項ほか

5-1. 注意事項

- ・ 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、双方で協議し合意した事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- ・ 受託事業者は、運用開始までの作業スケジュールを本県と協議の上、決定すること。
- ・ 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、本県と協議の上、定めるものとする。
- ・ 現行システムまたはネットワークの停止を伴う作業は閉庁日、もしくは夜間での実施を前提に本県と協議のうえ決定すること。
- ・ 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- ・ 受託事業者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

5-2. 機密保持

- ・ 本業務は、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、本県に報告を行い、本県の指示のもと速やかに対応すること。なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。
- ・ 業務遂行上知り得た個人情報及び本県の機密事項について、本業務のみに利用するものとし、契約期間中または契約終了後を問わず第三者に漏えいしないこと。
- ・ それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書（案）別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。